平成２３年（フ）第７９７号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目12番２号
債務者　藤井いずみ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５７号
大阪府守口市寺方錦通２丁目６番８号
債務者　松田　和正
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番24号　コーポ都603号
債務者　元島　繁美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５５号
大阪府枚方市交北４丁目580番地の15
債務者　鈴木　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
青森市中央１丁目31番11号　中村アパート５号
債務者　三上　鐵郎
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
広島県福山市沖野上町４丁目９番３―101号、旧住所広島県福山市花園町１丁目３番28―403号　アルファステイツばら公園
債務者　津田　達彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５１０号
名古屋市千種区今池５丁目30番13号　宝交通株式会社今池営業所
債務者　中野　智司
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３０号
熊本市龍田８丁目13番18号
債務者　大津　忠子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９４７号
熊本県宇土市椿原町27番地１　中野アパート402号
債務者　島田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３号
熊本県菊池郡大津町大字室1340番地
債務者　甲斐　昭博
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県東金市東上宿13番地17　シャルム東金Ａ―202
債務者　渕山　春吉
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字北百保57番地７、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町宝１丁目174番地
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５４号
名古屋市熱田区南一番町19番20号
債務者　岩本　幸三
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２１号
札幌市白石区東札幌２条１丁目１番53―801号
債務者　太田　裕士
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６２号
札幌市北区北27条西２丁目２番11号　フロンティア27Ｂ棟210号
債務者　橋本　英俊
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
札幌市西区二十四軒３条６丁目２番20号　ブルーム24軒302号
債務者　村上　賢樹
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２号
札幌市手稲区前田７条12丁目２番４―306号
債務者　上田　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部